

太田市特定子ども・子育て支援施設等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する法第14条第1項の規定に基づき市が行う質問、検査及び各種指導等（以下「指導等」という。）並びに法第58条の8第1項の規定に基づき市が行う監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指導等の目的)

第2条 指導等は、施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(指導等の方針)

第3条 指導等は、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第2章の規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導等の種類)

第4条 指導等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営基準の遵守等に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて講習等の方法により実施するもの（以下「集団指導」という。）
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行い、その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行うもの（以下「実地指導」という。）

(指導等の対象の選定)

第5条 指導等は、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の選定基準により一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導は、運営基準、施設等利用費の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

実地指導は、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に、次のとおり定期的かつ計画的に行う。

ア 原則として、3年に1回実施することとし、毎年度、対象となる特定子ども・子育て支援施設等を選定する。

イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等については、翌年度において実施することができる。

ウ その他特に実地指導が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等を対象に実施する。

(指導等の方法等)

第6条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により当該特定子ども・子育て支援提供者に通知する。

イ 実施方法

集団指導は、運営基準、施設等利用費の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定子ども・子育て支援提供者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 実施通知

実地指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により当該特定子ども・子育て支援提供者に通知する。

イ 実施方法

実地指導は、特定子ども・子育て支援提供者から面談方式により、次に掲げる事項を内容として実施するものとし、その終了時に、実施場所において、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、その実施指導結果の講評を行うものとする。

(ア) 運営基準第54条の規定による記録に係る書類、運営基準第55条に規定する契約に係る契約書、運営基準第56条第1項に規定する領収証の控え等利用料の額及び特定費用の額が分かる書類、運営基準第60条第3項に規定

する文書並びに運営基準第61条第1項に規定する諸記録の確認

- (イ) 運営基準第59条の規定による、施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）の国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしないことに関する措置の確認
- (ウ) 運営基準第60条第1項及び第2項の規定による、特定子ども・子育て支援施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理及び保管に関する措置の確認
- (エ) 運営基準第61条第2項の規定により5年間保存しなければならないとされる運営基準第54条の規定による記録に係る書類の過去5年間分の保管状況の確認

ウ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、当該特定子ども・子育て支援施設等に対し、当該文書による指摘のあった日から60日以内に文書による改善報告を求める。

(監査への変更)

第7条 実地指導中に第10条各号に掲げる場合に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うことができる。

(監査の目的)

第8条 監査は、施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

(監査の方針)

第9条 監査は、特定子ども・子育て支援施設等について、第12条に規定する行政上の措置をとるべき違反の疑いがあると認められる場合又は施設等利用費の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、次に掲げる場合であって、かつ、特に監査の必要があると認めるときに実施する。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等又は施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請

求に、著しい不当が疑われる場合

(3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

(4) その他特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号又は第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査の方法等)

第11条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により特定子ども・子育て支援提供者に対して通知する。ただし、実地指導中において監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りでない。

(2) 実施方法

前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援施設等その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

(3) 結果通知

監査の結果、次条及び第13条の規定による勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項及び施設等利用費の返還を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

(4) 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、当該特定子ども・子育て支援施設等に対し、当該文書による指摘のあった日から60日以内に文書による改善報告を求める。

(行政上の措置)

第12条 違反疑義等が認められた場合には、次の行政上の措置を機動的にとるものとする。

(1) 勧告

(2) 命令

(3) 確認の取消し等

(勧告)

第13条 市長は、特定子ども・子育て支援施設等が次の各号に掲げる場合に該当すると

認めるときは、法第58条の9第1項の規定に基づき、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に規定する基準を遵守すること等を勧告することができる。

- (1) 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (2) 運営基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- (3) 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

2 前項の規定による勧告は、文書により行い、文書で勧告した事項については、当該特定子ども・子育て支援施設等に対し、当該文書による勧告のあった日から60日以内に、文書による改善報告を求める。

3 前項の勧告を受けたにもかかわらず、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わないときは、市長は、法第58条の9第4項の規定に基づき、その旨を公表することができる。

（命令）

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項の規定に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 前項の規定による命令は、文書により行い、当該命令のあった日から60日以内に文書による改善報告を求める。

3 市長が第1項の規定による命令を行ったときは、法第58条の9第6項の規定に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った群馬県知事に通知しなければならない。

（確認の取消し等）

第15条 市長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

2 市長が確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。

(聴聞等)

第16条 監査の結果、当該特定子ども・子育て支援提供者又は当該特定子ども・子育て支援施設等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の対象となる予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号に該当する場合は、この限りでない。

(情報共有)

第17条 市が確認の権限を有しない特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、第10条各号に掲げる場合に該当する旨の情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると認められるときは、当該確認の権限のある市町村に対し、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

2 市が確認の権限を有する特定子ども・子育て支援施設等について、他の市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、第10条各号に掲げる場合に該当する旨の情報を取得し、当該情報に係る事実等を確認することについて特に必要があると認め、市に対して当該特定子ども・子育て支援施設等に対する監査の実施を要請し、これを受けて市が当該監査を実施したときは、市は、その監査の結果、改善報告書等について、当該要請を行った市町村及び当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している市町村に対し、情報提供を行う。

3 市は、群馬県に対し、監査の結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行う。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、指導等又は監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。